

第三十一号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十九年四月分から平成三十年三月分まで」を「平成三十年四月分から平成三十一年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成三十年四月から平成三十一年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。